

第 2 1 号議案

京都地方税機構規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、京都地方税機構規約を次のとおり変更する。

令和元年 6 月 3 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

京都地方税機構規約の一部を改正する規約

京都地方税機構規約（平成21年8月5日総行市第154号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第10条」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第8条」に、「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同条第2号中「自動車取得税、自動車税及び軽自動車税（同法第442条第2号に規定する軽自動車又は同条第4号）」を「自動車税並びに軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割（同法第442条第5号に規定する軽自動車又は同条第7号）」に、「軽自動車税に係るものを除く。）、調査及びデータの作成（軽自動車税に係るものに限る。）並びに」を「自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は軽自動車税の環境性能割に係るものに限る。）、調査、データの作成（軽自動車税の種別割に係るものに限る。）及び」に改め、同条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき固定資産税のうち市町村が価格等を決定する償却資産に対して課する固定資産税に係る申告書等（市町村に直接提出されるものを除く。）の受付、当該償却資産に係る価格等の算定及び調査並びにこれらに関連する事務

第5条第1号中「第3号まで及び第6号」を「第4号まで及び第7号」に改める。

別表第4項中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同項を同表第5項とし、同表第3項の次に次のように加える。

4 第4条第3号に掲げる事務に要する経費	市町村の負担金	基本負担額	経費の額の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
		人口割額	経費の額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
		納税義務者数割額	経費の額の100分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の納税義務者数(免税点未満の者を除く。)を京都市を除く京都府内の市町村の納税義務者数(免税点未満の者を除く。)で除して得た数を乗じて得た額
		調定金額相当額割額	経費の額の100分の47.5の6分の1に相当する額に当該市町村の償却資産に係る固定資産税の調定金額に相当する額を京都市を除く京都府内の市町村の償却資産に係る固定資産税の調定金額に相当する額で除して得た数を乗じて得た額

別表備考に次のように加える。

- 4 第4項に規定する納税義務者数及び償却資産に係る固定資産税の調定金額に相当する額の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。ただし、第4条第1号及び第2号の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年10月1日前に開始した事業年度(地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の13に規定する事業年度をいう。)に係る法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている地方法人特別税に係る申告書等(構成団体に直接提出されるものを除く。)の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務については、なお従前の例による。
- 3 令和元年10月1日前の自動車の取得に対して課する自動車取

得税及び令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務については、なお従前の例による。

4 令和元年10月1日前に納税義務が発生した者に課する軽自動車税に係る申告書等の受付、調査及びデータの作成並びにこれらに関連する事務については、なお従前の例による。

5 この規約の施行の日から令和2年12月31日までの間は、この規約による変更後の京都地方税機構規約第4条第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる広域連合の処理する事務は、同号に掲げる事務の準備行為とする。

京都地方税機構規約の変更について

- 1 京都地方税機構が処理する事務に、新たに固定資産税（償却資産に限る。）に係る申告書等の受付業務等の課税事務を追加すること。
- 2 今回新たに追加する事務に要する経費について、構成団体間の負担割合を定めること。
- 3 その他税制改正に係る所要の規定整備を図ること。
- 4 この規約は、総務大臣の許可の日から施行すること。ただし、3の改正のうち特別法人事業税及び自動車関係税に係る改正は令和元年10月1日から施行すること。